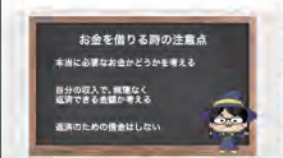


第2章 あたりまえだろ？ 借りた金を返すのは～多重債務の恐怖

映像の流れとポイント

チャプター	時間	映像の流れ	映像の背景とポイント
① ミニ ドラマ	9:58	 アルバイト先で、幼なじみの玲奈と再会する真由。 玲奈は大学生の頃からクレジットカードを使い続け、社会人になった今も生活がギリギリであることを告白する。	親権者の同意があれば、未成年でもクレジットカードが契約できます。 ショッピングセンターの入会特典や、ネット通販のポイント特典など、クレジットカードを作るきっかけはさまざまです。大学が新入生にカード作成を奨励するケースもあります。
		 玲奈はカードの支払いに窮し、毎月の支払額を抑えるために、一括払いからリボ払いに変更する。 玲奈はカードのキャッシング機能を利用し、初めての借金をする。	カードの利用後に、いわゆる「後リボ」機能を使って、支払い方法をリボ払いに変更しています。 銀行のATMやコンビニで簡単に借りられるため、「借金」に対する心理的ハードルが低くなりがちです。
		 マスコットのパビ君が、玲奈のお金の使い方について注意するため、「未来の玲奈の姿」を見せる。	
		 1年後、第三者のカメラを損傷させてしまう。賠償額が50万円以上になり、玲奈は頭を抱える。	病気、怪我、失業、収入低下などがきっかけとなり、多重債務に陥るケースが増えています。
		 コンビニのATMで限度額までキャッシングをする玲奈。 賠償額に足りないため、スマホを使って消費者金融業者から借金をする。	コンビニATMは24時間利用出来るため、深夜でも借金をすることが可能です。 消費者金融業者のサイトには、「最短1時間融資」「30日間無利息」などと書いてあります。
		 3ヶ月後、銀行口座に残高が無く、クレジットカードの支払いが遅れてしまう玲奈。 カードの支払いのために、別の消費者金融業者からお金を借りようとするが、審査が通らない。	クレジットカードの支払いが遅れた時点で、個人信用情報には「遅延」を意味するマークが記録されます(タイミングは事業者によって異なります)。 消費者金融業者は、玲奈の信用情報を参照した結果、貸し付けを行わなかったケースを想定しています。
		 焦った玲奈はお金を借りる方法をスマホで検索し、ヤミ金融のサイトにたどり着く。	ヤミ金融は、貸金業登録を受けずに貸金業を行い、違法な金利で融資をして悪質な取り立てを行います。

チャプター	時間	映像の流れ	映像の背景とポイント
① ミニ ドラマ	(9:58)	 借金の返済をするため、ヤミ金融から5万円を借りる玲奈。	爽やかなホームページで営業活動を行う「ソフトヤミ金」も登場し、一見してヤミ金融だと分からないので注意が必要です。
		 1度目、2度目の返済期日は利息のみ何とか返すが、3度目は全く返せず…、ついにヤミ金融から職場に督促の電話が掛かって来る。	この場面のヤミ金融は「トゴ=10日で50%」で貸付けをしています。一旦借りると少額の借金もなかなか返しきれません。
② 解説	2:47	 パピ君に「ヤミ金に手を出してはダメだ」と注意され、借金した場面を振り返る玲奈。	
		 フリップ1 「上限金利」 フリップ2 「借金の種類」	平成22年までは出資法の上限金利である年利29.2%で貸し付けが行われていましたが、貸金業法の改正と共に利息制限法が改正され、上限金利の見直しが行われました。 無担保で借入金の使途が限定されないクレジットカードのキャッシングや消費者金融の貸付けは比較的容易にお金を借りられますが、上限金利での貸付けが一般的です。
		 フリップ3 「貸金業法の総量規制」	解説1 借金の仕組みとは 多重債務による自殺者の増加が社会問題となり、貸金業法が改正され、貸付額にも上限が設けられました。
		 フリップ4 「指定信用情報機関」	解説2 借金についてのルール (貸金業法) 借金やクレジットカード等の契約内容やその支払い状況は指定信用情報機関に登録され、審査に利用されます。
		 フリップ5 「多重債務の相談窓口」	解説3 指定信用情報機関とは 法的な債務整理をする場合は、弁護士または司法書士に委任する必要があります。まずは、公的な相談窓口で連絡することが大切です。
③ まとめ	1:03	 テロップ 「お金を借りる時の注意点」	解説4 多重債務の解決方法 ・本当に必要なお金かどうかを考える。 ・自分の収入で、無理なく返済できる金額かを考える。 ・返済のための借金はしない。

解説 1 借金の仕組みとは

私たちは、自分の収入に見合った生活を送る必要があります。しかし、大きな病気や事故、もしくはリストラといった不測の事態のために突然収入が失われたり、予想外に出費がかさんだりしてしまうこともあり得ます。また、自動車や住宅のように大きな買い物をするときには、どうしても購入資金の一部をローンに頼らざるを得ません。そのようなとき、私たちは金融機関から“借金”をすることになります。それでは、この“借金”とはどのような仕組みなのでしょう。

まず、“借金”について重要なことは、実際に借り入れた額（これを「元本」といいます）だけではなく、「利息」も返済する義務が生じるという点です。金融機関は「利息」をもらうことでビジネスとして成り立っています。金融機関から借金した場合は、実際の借入額（「元本」）よりも、必ず返済額（「元本」＋「利息」）が多くなることを知っておいて下さい。つまり、“借金”とは、基本的には、借り入れた人が“損をする”仕組みなのです。

利息の決まり方

このように、“借金”をする際には「利息」についてよく知っておくことが重要です。それでは、この「利息」はどのように決められているのでしょうか。

そもそも、借金をするのも契約にほかなりません（法律用語では「金銭消費貸借契約」といいます）。契約の内容は当事者が協議して決めるものですので、「利息」を含めた借金の条件は、金融機関（貸主）と顧客（借主）の間で協議して決めることになります。ですから、「利息」についてはそれぞれの金融商品ごとに確認するほかありませんが、概ねの傾向としては、①借入金の用途が決まっているか、②不動産などの担保があるか、③借主に信用があるかが影響すると言われています。

まず、①借入金の用途が住宅購入とか事業資金のようにはっきりしている場合、必要性がはっきりしていて無駄遣いの心配が無いので、利息は低くなる傾向にあります。次に、②借主が不動産や貯金・年金などの資産を担保に入れたり（物的担保といいます）、保証人を立てたりする（人的担保といいます）場合は、支払不能となった場合でも金融機関が回収できるので利息は安くなる傾向にあります。また、③会社や医療機関のようにきちんと返済してくれるだろうという信用がある場合には、個人と比べて利息が安くなる傾向にあります。

“サラ金”は簡単に借りられる？

“借金”と言えば、いわゆる“サラ金”を思い出す人も多いのではないのでしょうか。“サラ金”とは“サラリーマン金融”の略称で、“消費者金融”とも呼ばれるように、消費者個人を借主とするものです。“サラ金”は、用途の制限がなく、担保や保証人を付ける必要もありませんし、信用性について厳重に審査されることもないため（審査時間は短ければ30分～1時間など）、簡単・スピーディーに借入れをすることができるとされています。

しかし、先ほど紹介した「利息」の決め方の傾向からするとどうでしょう。“サラ金”は、①用途は不問、②担保や保証人は不要、③厳重な信用審査はしない、ということですから、実は「利息」が高くなる要素ばかりなのです。実際、“サラ金”は、住宅ローンなどに比べて「利息」が高い利率で設定されているのが通常です。ですから、“サラ金”は、借金する場面では“簡単・スピーディー”といえるのかも知れませんが、返済する場面になると高い利息に苦しむことが多いため、決して“簡単”に借入れてはいけません。

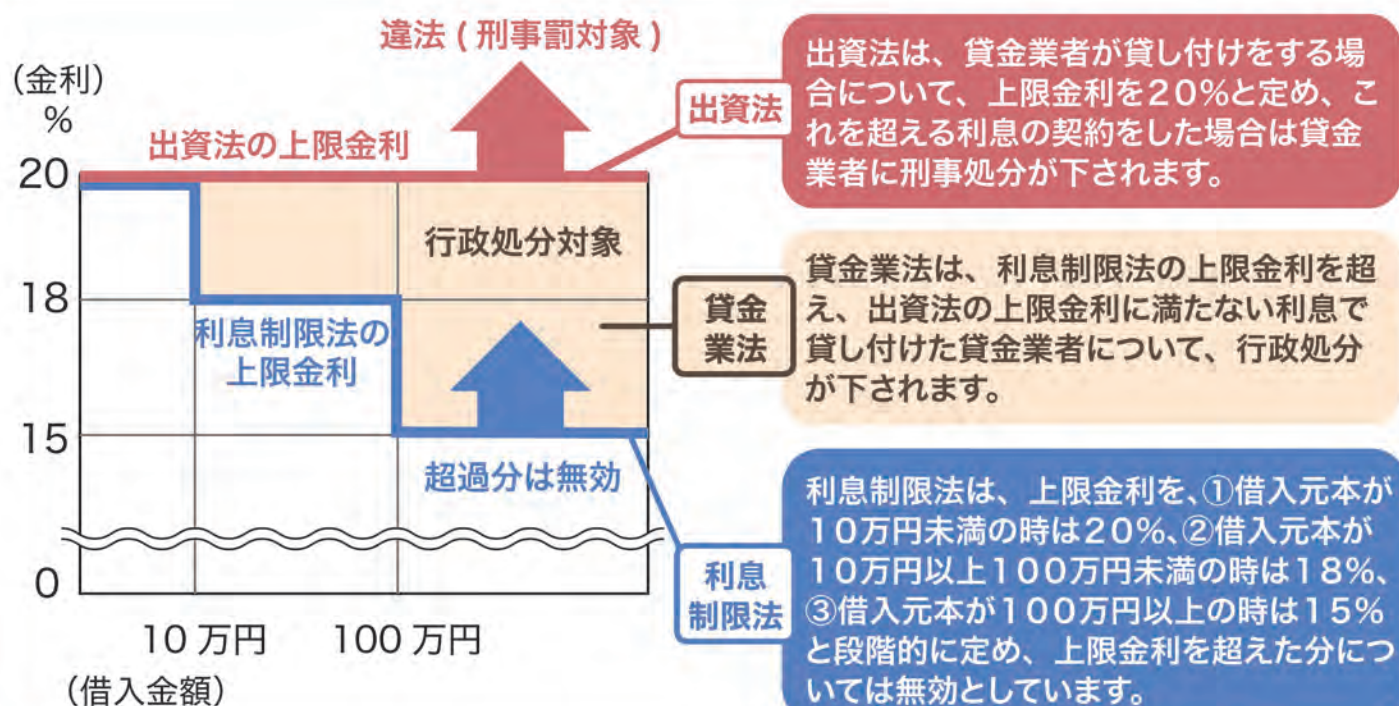


利息に上限はあるのか～上限金利

最終的な返済額は「元本」と「利息」の合計額で決まりますので、“借金”をする際には、「元本」だけではなく「利息」がいくらになるのか、という点についても注意しなければなりません。

このように、「利息」がいくらになるかは重大な関心事ですが、これは「金利」によって決まることになります。金利とは、「利息」を計算するときの割合のことをいいます。金利には、固定金利（完済するまで金利が変わらない）だけでなく変動金利（市場の景気と連動して金利が変動する）というものもあるので、どんなに計算しても正確な返済額は分からない場合もあります。

金利は法律によって上限が定められており、これを「上限金利」といいます。上限金利について理解するためには、利息制限法、出資法、貸金業法という三つの法律の関係を整理する必要があります。



このように、利息制限法の上限金利を超えた貸し付けをした貸金業者は、刑事処分（出資法）もしくは行政処分（貸金業法）のいずれかを受けることとなっているのです。

解説 2 借金についてのルール（貸金業法）



さて、私たち消費者が貸金業者から“借金”をするに関しては、「上限金利」以外にも、さまざまなルールが定められています。このルールは、貸金業者に関する規制を定めた貸金業法という法律に定められています。

貸金業法は昭和58年に成立した法律ですが、その後、貸金業者からの借入れが普及するにつれて、高金利、過剰な貸し付け、ヤミ金による過酷な取立て行為などのさまざまな問題が明らかとなり、「多重債務」という深刻な社会問題に発展しました。そもそも貸金業法とは、貸金業者の業務の適正な運営の確保や国民経済の適切な運営を目的とした法律ですので、国民が安心して利用できる環境を整備するために貸金業者の業務を適正化する必要に迫られた場合には改正が必要となります。そこで、平成18年に貸金業法等の抜本的な改正が行われ、平成22年までに段階的に施行されることとなりました。主な改正内容を紹介します。

貸金業法の主な改正内容

貸金業の適正化	1) 貸金業への参入条件の厳格化	純資産が総額5000万円以上であることが必要
	2) 貸金業協会の自主規制機能強化	広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定させる
	3) 行為規制の強化	夜間に加えて日中の執拗な取立行為を禁止、借主の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結の禁止
	4) 業務改善命令の導入	
過剰貸付の抑制	1) 総量規制の導入	貸金業者に借主の返済能力の調査を義務付ける、総借り入れ残高が年収の3分の1を超える貸し付けの原則禁止
	2) 指定信用情報機関制度の創設	すべての貸付情報を指定信用情報機関制度に登録し、貸金業者が個々の借主の総借入残高を把握できるシステムを整備
金利体制の適正化	1) 上限金利の引下げ	貸金業法のみなし弁済制度（グレーゾーン金利）を廃止し、出資法の上限金利を20%に引下げ、利息制限法の上限金利（15～20%）と出資法の上限金利（20%）の間の貸し付けについては行政処分の対象とする
	2) 金利概念の整理	みなし利息には ATM 手数料は含まない、保証料の上限設定
	3) 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例金利の廃止	
ヤミ金融対策の強化	1) ヤミ金融（無登録貸金業者）に対する罰則の強化	懲役5年→10年など

解説 3 指定信用情報機関とは

平成18年に改正された貸金業法では、貸金業者が消費者に貸し付けを行う場合には、過剰貸付を防止するために、内閣総理大臣の指定を受けた「指定信用情報機関」の信用情報を利用し、総借入残高を把握し、返済能力の調査を行うことを義務付けています。現在、指定信用情報機関は二つの機関が存在しています。

指定信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

株式会社日本信用情報機構（JICC）

消費者金融、クレジット会社、リース会社、銀行が主な加盟業者

それぞれの指定信用情報機関に登録された信用情報は、他の指定信用情報機関にも共有されます

指定信用情報機関とは、貸金業法で定められた一定の条件（法人であること、加入貸金業者が100社以上であること、貸借対照表に計上された純資産の額が5億円以上であること、人的構成に照らして信用情報提供等の業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有しかつ十分な社会的信頼を有すると認められること等）を満たす必要があります。

貸金業者は、指定信用情報機関の信用情報を利用して、借り入れを申し込んできた顧客のそれまでの借り入れや返済の状況（延滞や債務整理の有無を含む）、総量規制による貸付限度額はいくらか等を調査し、貸し付けが可能か否かを審査します。この調査の結果、過去に返済を延滞滞納したことがある、債務整理を行ったことがある、他社の借入金額が多い、短期間に複数の審査に申込みをした、カードローン・クレジットカードの利用経験が一切無い（過去に債務整理などをして利用していないうちに信用情報が削除された可能性があるため）等の情報が見つかると審査が通らない可能性が出てくるのです。



解説 4 多重債務の解決方法

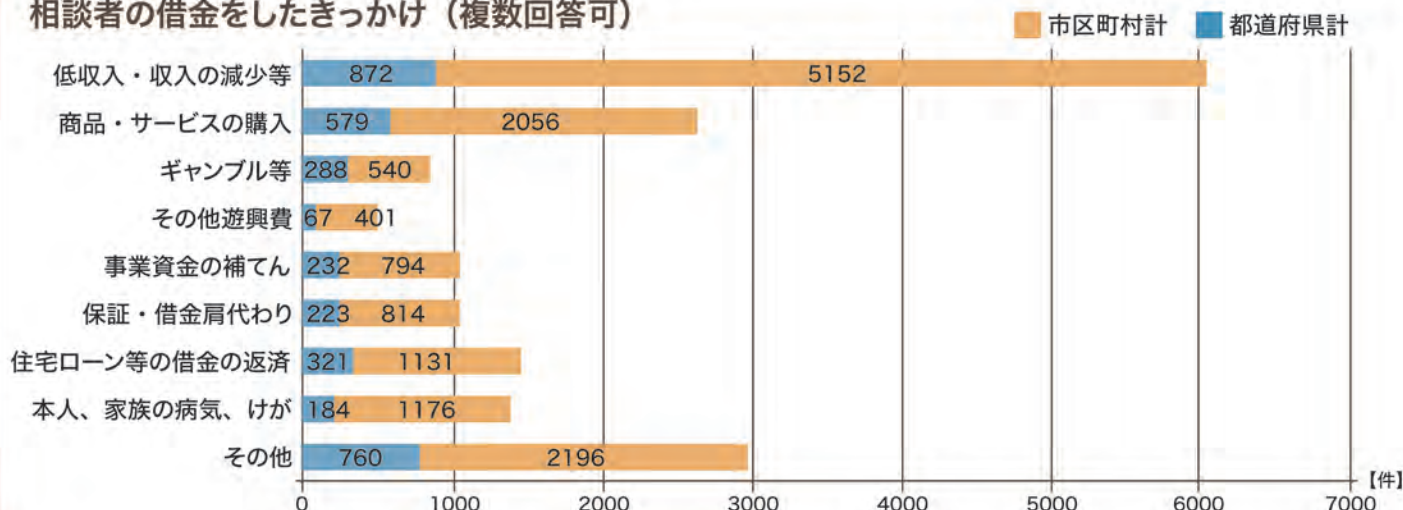
「多重債務」とは、複数の貸金業者から借り入れをした結果、返済ができなくなってしまうことをいいます。ここでいう「債務」とは、借金のことです。「多重」とは多くのものが積み重なる様をいいますが、多重債務に陥った人は、まさに借金に押しつぶされていることが多いのです。1～2社から借り入れているうちはまだよいのですが、借金の額と借入先がいつの間にか増えていき、最後には、10社以上から借り入れてしまい、自分がどの会社からいくら借りているのかすら分からなくなっているという場合も珍しくありません。

なぜ多重債務に陥るのか

この世に生まれたときから借金を背負っている人はいません。多重債務に陥ってしまった人も、生まれて初めて借金を申し込むときにはおそろおそろ僅かな金額を借り入れようとしていることが多いのです。

また、多重債務に陥った人が借金をしたきっかけについて調べてみると、実はギャンブル等のためという人はそれほど多くはなく、収入が減少したためとか、もともと低収入しか得られなかったためという人が多いのです。

相談者の借金をしたきっかけ（複数回答可）



官邸 HP「多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向」（平成 30 年 6 月 8 日）より

しかし、借金をすると、いずれは「元本」に加えて「利息」も返済しなければなりません。しかも、生活費に困った人が一時しのぎに借り入れようとするのは消費者金融（サラ金）ですが、サラ金は借入手続きが簡単でも、金利が高く設定されています。つまり、“借りやすいけど、返しにくい”のです。近い将来、給料が上がるとか、確実な臨時収入が見込まれるといった事情がないのに借り入れをすると、たちどころに返済に困ることになります。もともと収入がないから借り入れをしたわけですから、大抵の人は“借りたけど、返せない”という“落とし穴”に落ちてしまいます。

そして、この“落とし穴”に落ちてしまった人の多くがすることは、別の貸金業者からの借り入れなのです。“返すために、また借りる”ということです。一時的には借金を返済したような気になりますが、借入先と借入額の両方が増えているわけですから、やがてより多額の返済に苦しむことになります。

しかも、消費者金融では高い「利息」や「遅延損害金」が設定されていますので、返済が遅れるようになると、返済額のほとんどは「利息」や「遅延損害金」に充当されてしまい、「元本」はなかなか減りません（期限までに返済できないと、「利息」に加えて「遅延損害金」も支払うことになります）。つまり、いくら返済しても、借金は一向になくならず、またしても返済ができない状態に陥ってしまうのです。そうすると、また別の業者を探してきて、借り入れを申し込む…このようにして、ごく普通の人が多重債務に陥ってしまうことがあるのです。

多重債務の先にあるもの～ヤミ金とは何か

さて、このようにいったん多重債務に陥ると、次々と借り入れを重ねていくことになります。しかし、個人の借入情報は指定信用情報機関に登録され、各貸金業者は、借入審査をするときにこの情報を利用することになります。そうすると、既に複数の貸金業者から借り入れをしていることや、たびたび滞納していることなどが分かります。そこで、ついには、どの貸金業者に申し込んでも審査に通らなくなり、借り入れができなくなってしまうのです。

それでも、これまで借り入れた業者の返済期日は迫ってきます。仮に10社から借り入れているとすると、実に3日に1度は借金の返済期日が来ると言うことになります。ここまでくると、頭の中は“お金”のことでいっぱいになり、正常な判断ができなくなります。



このように、まともな貸金業者が相手にしてくれなくなったときに、違法な貸金業者に頼ってしまう人がいます。いわゆる「ヤミ金」です。「ヤミ金」とは、貸金業法の登録をしていない無登録業者で、出資法で定められた利息を遥かに超える金利で貸し付けをする業者のことをいいます。無登録であること、出資法の上限金利を超えて貸し付けしていることのそれぞれについて違法であり刑事処分の対象となります。

かつて、「ヤミ金」は、住宅街の電柱にビラを貼ったり、自己破産した人にダイレクトメールを送ったりして宣伝していましたが、警察からの摘発を免れるため、住所の記載が無く、連絡先が携帯電話となっていることが多く、「090金融」などと呼ばれたりしていました。

最近では、「ソフトヤミ金」と呼ばれるタイプの業者も登場しています。一見爽やかなホームページで広告をしていますが、①住所や固定電話など連絡先の記載が無い（連絡はSNSで行う）、②代表者など責任者の記載が無い、③利息は10日間で20%～50%などと出資法の上限金利を大きく超えている、④利息に加え更に高額な手数料を徴収する、⑤勤務先の連絡先を必ず登録させる等の特徴があります。一見ソフトな感じのホームページがあるというだけで、ヤミ金そのものですから、絶対に借り入れてはいけません。

それでも多重債務に陥ってしまったら～まずは“188”に相談

多重債務に陥ってしまったら、一人で抱え込まず、速やかに行政機関（消費生活センターや市民相談窓口）や専門家（弁護士、司法書士）に相談しましょう。多重債務の問題は、自分だけで解決するのは難しいからです。相談をすることで、専門家が各自の収入や資産、債務額に見合った解決プランを提示してくれたり、日々の督促の負担から解放する方法を考えてくれたりするはずです。

多重債務に陥ってしまってもなかなか相談に行けない人には、借金を恥ずかしいと考えている、借金は返済するのが当然という責任感が強すぎる、毎日返済に追われていて相談に行けない、明日のことを考える精神的な余裕がない、家族や職場に知られるのが怖い、どこに相談に行ったらよいか分からない等といった事情があるようです。

そのときは、まず、消費者ホットライン「188（いやや）」に電話してみてもいいでしょうか。「188」は、110や119と同じく、国が実施しているホットラインで、188をダイヤルするだけで、最寄りの消費生活センターや消費生活窓口に自動的につながり、専門の相談員がトラブル解決についてアドバイスしてくれます。

債務整理とは？～専門家に相談しよう

多重債務について専門家に相談すると、どのような解決プランが提示されるのでしょうか。債務を整理するためのプランを大きく分けると、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産の四つがあります。

整理方法	主な特徴
任意整理	貸金業者と交渉して、債務額を減らしたり、返済期間を変更したりすることです。借入額がそれほど多くない人に向いています。専門家でないと、貸金業者は交渉に応じられません。
特定調停	裁判所に調停（仲介）を申立て、調停の場で債権者と話し合い、返済方法を決める手続きです。
個人再生	借金を減額した返済計画（再生計画案）を作成し、裁判所に認可された後、その計画通り返済するという手続きです。マイホームを維持したい人に向いています。裁判所に申立てをして認可を得る必要があるため、専門家の関与がないと難しい手続きです。
自己破産	裁判所に申立てをして、返済不能の債務について免責の許可をもらう手続きです。全財産を失う反面、残債務全額の返済を免れることができますので、債務額が多い人に向いています。裁判所に申立てをして許可を得る必要があるため、専門家の関与がないと難しい手続きです。

多重債務に陥ってしまった人一人一人について、債務の額、資産の有無、収支の状況、家族の状況は異なります。借金を抱えて一人で悩み続けるのではなく、冷静な判断が下せる専門家に相談して一緒に考えることが“新しい生活への近道”なのです。

多重債務について相談したり、自己破産や個人再生といった制度を利用したりすることは決して恥ずかしいことではありません。国は、多重債務に陥った人の経済生活の再生を図るために、このような制度をあらかじめ用意しているのです（破産法1条は「債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする」と明記しています）。いったん多重債務に陥ると、自力で抜け出すのはほぼ不可能ですから、速やかに専門家に支援してもらう必要があります。

ワークシートを使用した学習指導案

題目 多重債務

- 目標**
- ・消費者信用（消費者金融）の仕組みと特徴を理解する。
 - ・個人信用情報の重要性について理解する。
 - ・多重債務の防止方法について理解する。

単元 C 持続可能な消費生活・環境 (1) 生活における経済の計画 (2) 消費行動と意思決定

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材
導入 5分	前時の学習を振り返り、本時のねらいを確認する。	成年年齢の引き下げを踏まえ、消費者金融の特性を知り、利用する場合の注意点を理解させる。	[DVD] オープニング
展開 1 15分	チャプター①「ミニドラマ」を視聴し、多重債務に陥る過程を確認する。	借金を重ねることにより、多重債務に陥るケースがあることを理解させる。	[DVD] 第2章 チャプター①「ミニドラマ」
	ワークシート【1】を記入し、消費者金融の広告に対するイメージなどを記入する。	キャッシングや消費者金融の利用は「借金」であり、軽い気持ちで借りてはならないことを意識させる。	[ワークシート]
展開 2 25分	チャプター②「解説」を視聴し、消費者金融の仕組みと特徴を理解する。	フリップの解説を聞き、理解を深めさせる。	[DVD] 第2章 チャプター②「解説」
	フリップ「 上限金利 」の解説を聞き、ワークシート【2】を完成させる。	借金の上限金利について理解させる。	[ワークシート]
	フリップ「 借金の種類 」の解説を聞き、ワークシート【3】を完成させる。	借金の種類と金利の関係について理解させた上で、消費者金融の金利を計算させる。	
	フリップ「 貸金業法の総量規制 」の解説を聞き、ワークシート【4】を完成させる。	総量規制について理解させる。	
	フリップ「 指定信用情報機関 」の解説を聞き、ワークシート【5】を完成させる。	指定信用情報機関の機能について理解させる。	
	フリップ「 多重債務の相談窓口 」の解説を聞き、ワークシート【6】を完成させる。	多重債務と自己破産に関する情報を提供する。	
まとめ 5分	チャプター③「まとめ」を視聴し、ワークシート【7】を完成させる。	お金を借りる時の注意点を理解させる。	[DVD] 第2章 チャプター③「まとめ」 [ワークシート]

ワークシート「多重債務」

年 組 名前

【1】消費者金融業者の広告

玲奈が見た消費者金融業者の広告を見て、①と②を記入しましょう。

借り入れ、返済、24時間対応可能

たよれる消費者金融

初めの方限定 24時間対応可能

金利0円

最短30分 来店不要

金利 1.0%~18.0%

お申し込み 5秒診断

ご利用日の翌日より

最大30日間利息が0円

金利：3.0%~18.0%

最短30分 スマホOK 24h受付

① 二つの広告を見て、あなたが
気になった言葉を書き出し
ましょう。

(例)

- ・24時間対応可能
- ・初めの方限定金利0円
- ・最短30分
- ・来店不要
- ・5秒診断
- ・スマホOK
- ・金利3.0%~18.0%

② ①で書き出した言葉について、あなたの感想を記入しましょう。

- ・スマートフォンだけでお金が借りられるのは不思議。審査はどのように行うのだろうか。
- ・事務所に行かなくてもお金が借りられるのは便利だけど、なんとなく怖い。
- ・初回は30日間金利が0円なので、気軽に借りる人が多いと思う。

【2】上限金利

① () に当てはまる語句を記入しよう。

玲奈が借りたお金はクレジットカードのキャッシングも、消費者金融の借入れも年利(18)%。借金の金利は法律で上限が定められており貸金業者は年利(20)%を超える貸付けは出来ない。(上限金利) を超えた貸付けをする消費者金融業者、いわゆる(ヤミ金融) は違法。

② 出資法の上限金利と、利息制限法の上限金利に線を引きましょう。



【3】利息の計算

消費者金融の利息は「日割り」で計算されます。計算方法は以下の通りです。

$$\text{借りた金額 (元金)} \times \text{年利 (実質年率)} \times \frac{\text{〇日} = \text{利息}}{365 \text{日}}$$

(例) 5万円を実質年率20%で1ヶ月間(30日)借りた場合の利息 = $50,000 \text{円} \times 20\% \div 365 \text{日} \times 30 \text{日} = 821 \text{円}$

80万円を実質年率18%で1ヶ月間借りた場合の利息はいくらでしょうか。(小数点以下切り捨て)

$$\text{式 } 800,000 \text{円} \times 18\% \div 365 \text{日} \times 30 \text{日} =$$

答え 11,835 円

【4】貸金業法の総量規制

総量規制の概要について、() に当てはまる語句を入れましょう。



【5】指定信用情報機関

() に当てはまる語句を入れましょう。

指定信用情報機関には、クレジットや借金の(契約内容) や(支払い状況)、(借入れ残高) などと記録されます。記録された情報は、クレジット会社や消費者金融業者が貸付等を行う際、(消費者の信用) を判断するために利用されます。

【6】多重債務の解決方法

() に当てはまる語句を入れましょう。

借金の返済のために(他の事業者) からお金を借りて返済に回す状態を多重債務と言う。この状態が続くと、借金が(雪だるま式) に増えて、(自己破産) に至る場合もある。

【7】お金を借りる時の注意点

① お金を借りる時の注意点

- 1) 本当に(必要なお金) かどうかを考える。
- 2) 自分の(収入) で、(無理なく) 返済できる金額かを考える。
- 3) (返済のため) の借金はしない。

② 玲奈のような状況に陥らない為、あなたはどんなことを注意しようと思いますか。

- (例)
- ・クレジットカードは社会人になり、収入を得られるようになってから契約する。
 - ・欲しい物ややりたいことがある場合は、まずはお金を貯める。
 - ・自転車事故に備えた保険に入る。
 - ・どうしても借りなければいけない時は、借りる前に返済計画を立てる。
 - ・消費者金融やヤミ金の広告に惑わされない。規約や条件をよく確認する。